

## 第1章 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

### (1) 中心市街地活性化の必要性

中心市街地は、行政機能、小売業・サービス業・金融業をはじめとした経済機能、歴史的・文化的遺産や自然などの観光機能、医療・福祉機能、教育機能、交通機能など多方面において地域を牽引する役目を担う「まちの顔」としての役割を果たす地域です。

全国的に人口減少、核家族化、少子高齢化の進行に比例して中心市街地の活力が低下するなか、弘前市では地域の持続性・自立性、豊かさを守るため、よりコンパクトで安定した社会基盤の構築と、他の都市に負けない活力・競争力の高いまちをつくる必要があります。そのためには、多様な都市機能や資源が集積した中心市街地の活性化は不可欠です。

これまでの様々な取り組みにより、中心市街地の賑わいは回復しつつありますが、さらに「まちの顔」としての魅力を高める取り組みを強化する必要があります。

本計画は、弘前市の中心市街地の更なる活性化のため、これまでの活性化に向けた取り組み及び平成20年度策定の前弘前市中心市街地活性化基本計画（以下「前計画」という）における課題分析等を行い、行政・商業者・関係機関が一体となって市民ニーズや課題に対応した施策を展開するための計画とします。

### (2) 本計画の位置づけと策定方針

本計画は、弘前市の地域づくりにおける最上位計画である弘前市経営計画（平成26年度策定）に掲げる「まちづくり」「なりわいづくり」の観点に基づき、具体的な事業を実施するための計画として策定します。

さらに、弘前市都市計画マスタープラン（平成26年度策定）をはじめ、関係する他の計画や方針とも整合性を確保し、行政だけでなく様々な主体が連携して計画掲載事業を効果的に実施することをめざします。

### (3) 本計画の期間

本計画の期間は、計画に掲載された具体的な取り組みの効果が発現する時期等を考慮し、平成27年4月から平成32年3月までの5年とします。